

2023年4月4日 全6頁

顧客への実質的説明義務を法定へ

顧客への情報提供のあり方は書面提供とデジタル提供の選択制に

金融調査部 研究員 矢田歌菜絵

[要約]

- 2023年3月14日、金融商品取引法等の一部を改正する法律案が第211回国会に提出された。これは金融審議会市場制度ワーキング・グループ、ディスクロージャーワーキング・グループ、顧客本位タスクフォースの提言などを実現するものである。
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律案では、金融商品取引契約の必要事項に関して、「原則として顧客への書面（紙）提供」から「顧客への情報提供」になり、現在は金融商品取引業等に関する内閣府令で規定されている実質的説明義務が、金融商品取引法で規定されることになる。詳細については内閣府令改正法案の公表を待つ必要があるが、本稿では、「顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用」および「顧客属性に応じた説明義務の法定化」について解説する。
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律案が成立すれば、原則、公布日から起算して1年以内の政令指定日からの施行が予定されている。

1. 金商法等改正法案の提出

2023年3月14日、第211回国会（通常国会）において金融商品取引法等の一部を改正する法律案¹（以下、金商法等改正法案）が提出された。

これは2022年12月に金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」（以下、顧客本位TF）中間報告²、金融審議会市場制度ワーキング・グループ（以下、市場制度WG）二次整理³および金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告⁴を踏まえ、金融商品取引法（以下、金商法）及びその関連法を改正するものである。顧客本位TFおよび市

¹ 金融庁「第211回国会における金融庁関連法律案」参照

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/211/index.html>

² 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ『顧客本位タスクフォース』中間報告の公表について」（2022年12月9日）

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221209.html

³ 金融審議会「『市場制度ワーキング・グループ』第二次中間整理の公表について」（2022年12月21日）

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221221.html

⁴ 金融審議会「『ディスクロージャーワーキング・グループ』報告の公表について」（2022年12月27日）

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227.html

場制度 WG における提言を受けた金商法等改正法案のポイントをまとめると以下の通りである。

- 最善利益義務を広く金融事業者一般に共通する義務として定める
- 顧客属性に応じた説明義務の法定（実質的説明義務のルール化）
- 顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用
- 「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」策定
- 金融経済教育推進機構の創設
など

本稿では、「顧客属性に応じた説明義務の法定（実質的説明義務のルール化）」および「顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用」について解説する。

2. 見直しの背景

政府によるデジタル化の取組み促進を受け、証券・金融市場においてもデジタル化に向けた対応が進められてきた。その一環として、顧客本位 TF では情報提供のデジタル化について議論された⁵。顧客本位 TF の審議の内容がまとめられた中間報告のポイントは、概ね次ページ図表 1 の通りである。特に重要な点は、①顧客本位の観点から書面（紙）提供とデジタル提供の選択制へ、②実質的説明義務を法律上に規定、の 2 点である。

3. 改正事項

金商法等改正法案を受けた金商法（以下、改正金商法案）における顧客への情報提供についての改正は、次の 2 つの点がポイントである。

- ・金融商品取引契約の必要事項に関して、原則として顧客への書面（紙）提供から情報提供に
- ・現行の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、金商業等府令）で規定されている実質的説明義務を金商法で規定

例えば、金融商品取引契約の締結前の必要事項の顧客への情報提供のあり方、およびそれに付随する実質的説明義務に関して、現行の金商法と改正金商法案の違いは大方次ページ図表 2 の通りである。

⁵ 詳細は拙稿「顧客本位タスクフォース中間報告 顧客への情報提供のデジタル化は加速へ」（2023 年 2 月 24 日付大和総研レポート）を参照されたい。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20230224_023650.html

図表 1 顧客本位 TF 中間報告における主な提言（デジタル技術の情報提供への活用）

顧客への情報提供・アドバイス	
(1) 顧客等への情報提供	
② デジタル技術の情報提供への活用	
デジタルツールの活用	<ul style="list-style-type: none"> 利益相反事項や手数料等の重要な情報について、デジタルツールを効果的に活用し、充実した情報が分かりやすく顧客に対して提供されるように工夫していくことが顧客本位の業務運営の実現の観点からも重要
情報提供のデジタル化	<ul style="list-style-type: none"> 顧客属性に応じ、それぞれの顧客により適した媒体で、充実した情報の分かりやすい提供を実現するため、契約締結前や契約締結時などの情報提供については、金融事業者において書面とデジタル手段を顧客本位の観点から自由に選択できるようにすることが考えられる 実質的な説明が顧客に理解されるために必要な方法と程度で提供されることが重要 → 金融商品取引業等に関する内閣府令で規定されている、いわゆる実質的説明義務を法律上規定すべき 顧客のデジタル・リテラシーの差異等を踏まえ、書面により情報提供を受ける選択肢を確保した上で、顧客属性に応じた方法で書面交付が可能であることを告知することを義務付けるべき 必要な期間を確保した上で、既存契約を有する顧客に対して確実に伝達を行うといった顧客保護のための配慮が、個々の金融事業者に加え、行政や業界全体としても必要

(注) 太字は筆者。

(出所) 金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース「中間報告」(前掲脚注 2) pp. 4-5 より大和総研作成

図表 2 金融商品取引契約締結前に関する現行の金商法と改正法案の違い

	現行法	改正法案
金融商品取引業者等の顧客に対する情報提供義務		
条文の見出し	契約締結前の 書面の交付	契約締結前の 情報の提供等
義務の内容	必要事項を記載した 書面 (契約締結前交付書面) を交付	必要事項についての 情報を提供
実質的説明義務		
条文番号	金商業等府令第117条①一	金商法第37条の3②
義務の履行場面	上記の書面を交付する際	上記の情報を提供する際
説明事項	上記の書面に記載されている事項	上記の情報提供をする事項

(注) 太字は筆者。

(出所) 法令等より大和総研作成

3-1. 顧客への情報提供におけるデジタル化の促進

例えば金融商品取引の契約を締結する前の場合、現行法では顧客に契約締結前書面(紙)の提供が原則として必要である。ただし、顧客から事前の承諾を個別に得ている場合にはデジタル提供が可能だ。改正金商法案では、顧客への書面(紙)提供を定める原則規定がなくなる代わりに、顧客への必要事項の情報提供が規定される見通しだ。原則的な情報提供の媒体および手法が明文化されなくなったことで、金融商品取引業者等が、顧客のデジタル・リテラシーを踏まえつつ、書面(紙)とデジタルのどちらでも情報提供することが可能になると期待されている。このような顧客への情報提供のあり方の見直しは、金融商品取引契約の締結前に限らない(例えば、契約締結時交付書面等(図表3))。ただし、顧客が希望すれば書面(紙)提供も受けられる

ことを金融商品取引業者等が顧客に周知するような義務が内閣府令で規定される予定である⁶。

図表3 現行法と改正法における顧客への情報提供のあり方

	現行法		→	改正法	
	書面提供	デジタル提供		書面提供	デジタル提供
契約締結前交付書面 契約締結時交付書面 取引報告書 取引残高報告書	○ 原則	△ 顧客の事前 承諾が必要		○	○ いずれか 選択可能

(注) 上記のほかにも投資信託及び投資法人に関する法律等についても同様の見直しがなされ、運用報告書等についても原則書面交付から情報提供へと見直される予定である。

(出所) 法令等より大和総研作成

3-2. 実質的説明義務の法定（実質的説明義務のルール化）

実質的説明義務は、現行法では金商法の委任に基づく金商業等府令で禁止行為（実質的な説明をすることなく契約締結前書面等を交付し金融商品取引契約を締結すること）として規定されている。改正金商法案では実質的説明義務が直接的に金商法に記載され、規定されることとなる。すなわち、「(前略) 顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品取引契約を締結しようとする目的 (中略) に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならない (以下略)」(改正金商法案第37条の3第2項) と定められている。

4. 見直し

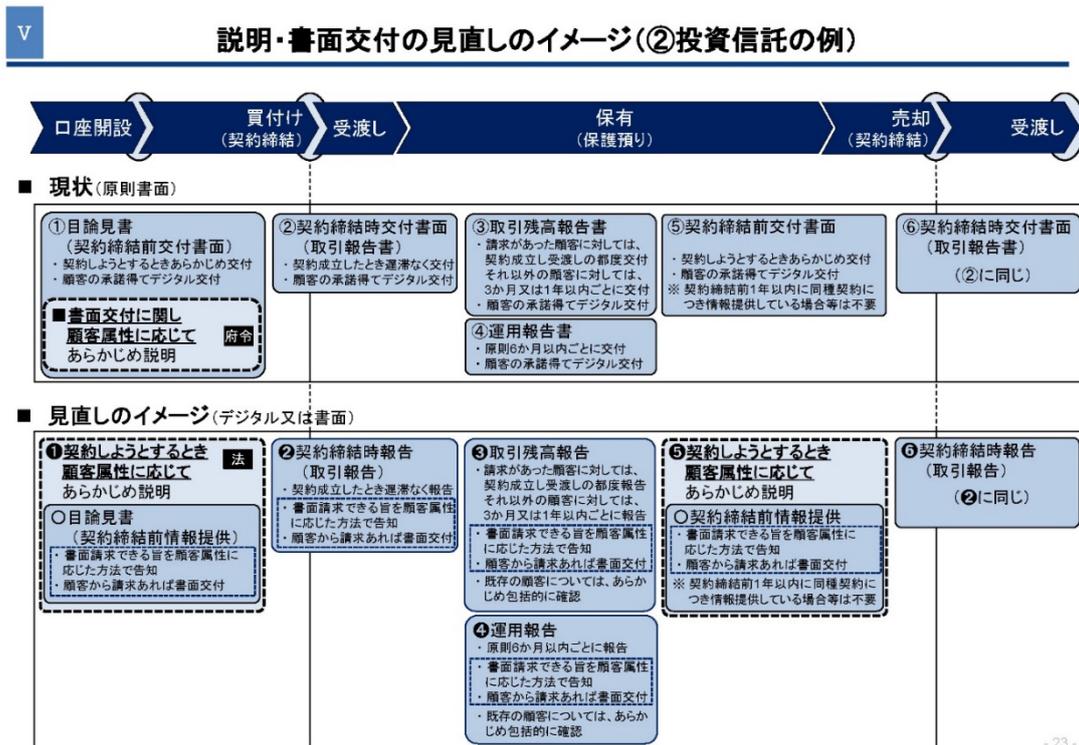
金商法等改正法案が適用されることで、顧客への情報提供の観点から実際にどのようなことが変わるのか顧客本位 TF 中間報告に基づいて検討してみる。大きくポイントをまとめると①顧客への説明および書面（紙）提供フローの見直し、②期待されるデジタル技術の活用のあり方の2点である。

4-1. 顧客への説明および書面（紙）提供フローの見直し

投資信託の場合を例とすると、次ページ図表4のような見直しが金融庁では想定されている。これを踏まえれば、様々な場面で顧客への金融商品取引契約の内容の情報提供のあり方が変わる可能性があると考えられる。

⁶ 金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料」（前掲脚注1）p.2

図表 4 顧客への説明・書面交付の見直しのイメージ（投資信託の例）



(出所) 第3回 金融審議会 顧客本位タスクフォース 資料1「事務局説明資料」(2022年11月7日) p.23 より 大和総研抜粋

4-2. 期待されるデジタル技術の活用のあり方

改正金商法案に規定されているわけではないが、今後の情報提供のあり方の方針の一つとして、デジタルツールの効果的な活用が顧客本位 TF 中間報告で挙げられている。さらに、金融庁の改正金商法案の説明資料⁷⁾において「金融商品取引業者等が、デジタルツールを効果的に活用して充実した情報提供を行うことを促すため、書面を原則としていた規定について、顧客のデジタル・リテラシーを踏まえつつ、書面とデジタルのどちらで情報提供することも可能とするよう見直し」とも記載されている。すなわち、顧客への情報提供の際に今後、デジタルツールの効果的な活用が想定されていることが読み取れる。

では、効果的なデジタルツールの活用とはどのようなことか。あくまでも想定される活用方法の一例ではあるが、市場制度 WG の金融庁提出資料(次ページ図表 5)では、例えば現行の法定書面記載事項である手数料等の提示だけでなく用語解説や類似商品間の比較等⁸⁾が挙げられている。その背景には、こうしたデジタルツールを効果的に活用することで、利便性の向上に加え、顧客にとってよりわかりやすい情報提供を進める狙いがあることがうかがえる。

⁷⁾ 金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料」(前掲脚注 1) p. 2

⁸⁾ 金融審議会『「市場制度ワーキング・グループ」(第17回)議事録』島崎市場課長の発言より。

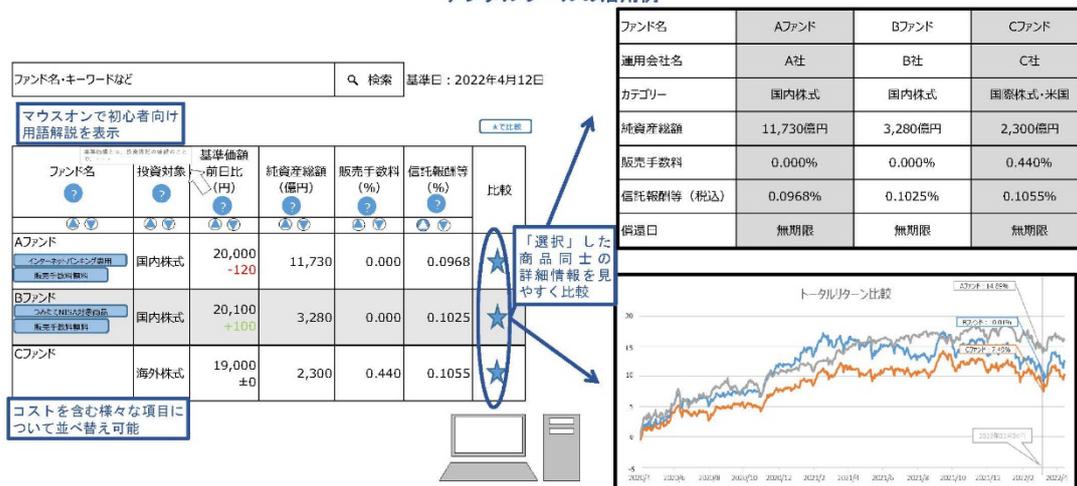
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market-system/gijiroku/20220425.html

図表5 想定されるデジタルツールの効果的な活用方法

I (1) デジタルツールを活用した分かりやすい情報提供 - ② 深度ある、より分かりやすい情報提供

- 近年では、デジタルツールを効果的に活用し、ウェブやアプリの画面表示を工夫することなどにより、書面や、単に書面を電子化したPDFよりも分かりやすい情報提供が可能となっている。
- 情報提供のデジタル化は、従来の書面の電子化ではなく、これまでの「顧客本位の業務運営」に向けた取組みを踏まえつつ、デジタルツールの特性を活用し、より充実した情報のより分かりやすい提供につながるよう進める必要がある。

デジタルツールの活用例



(出所) 第17回 金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 資料2「事務局説明資料」(2022年4月25日) p.7より大和総研抜粋

4-3. 適用時期

金商法等改正法案は、今後、衆参両院での審議を経て、第211回国会において可決・成立することが予想される。

成立すれば、原則、公布日から起算して1年以内の政令指定日からの施行が予定されている。